

令和7年第1回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年2月14日 開会

令和7年2月14日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会



令和7年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

2月14日（金曜日） 第1号

---

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定及び一部変更	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
副議長の選挙	5
報第1号から議案第7号まで9件上程、説明、採決	6
議員議案第1号上程、説明、採決	1 2
閉会	1 2



## 議 事 日 程

令和7年2月14日（金曜日） 午後1時30分開議

- |     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 第1  | 議席の指定及び一部変更 |   |
| 第2  | 会議録署名議員の指名  |   |
| 第3  | 会期の決定       |   |
| 第4  | 副議長の選挙      |   |
| 第5  | 報第1号        | 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第6  | 報第2号        | 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）                 |
| 第7  | 議案第1号       | 令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算   |
| 第8  | 議案第2号       | 令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算  |
| 第9  | 議案第3号       | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                   |
| 第10 | 議案第4号       | 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について                                     |
| 第11 | 議案第5号       | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 第12 | 議案第6号       | 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 第13 | 議案第7号       | 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について  |
| 第14 | 議員議案第1号     | 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |

---

### ◎本日の会議に付した事件

- |      |             |   |
|------|-------------|---|
| 日程第1 | 議席の指定及び一部変更 |   |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名  |   |
| 日程第3 | 会期の決定       |   |
| 日程第4 | 副議長の選挙      |   |
| 日程第5 | 報第1号        | 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について） |

日程第6	報第2号	専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第7	議案第1号	令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第8	議案第2号	令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10	議案第4号	岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第5号	岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第6号	岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第7号	岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
日程第14	議員議案第1号	岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**出席議員（38人）**

1番	後藤一郎	議員	28番	古田聖人	議員
2番	黒田育宏	議員	29番	川地憲元	議員
3番	浅野裕司	議員	30番	藤塚康孝	議員
4番	豊田富士人	議員	31番	若山隆史	議員
5番	空英明	議員	32番	西脇康世	議員
6番	上田和史	議員	33番	藤井弘之	議員
8番	高木貴行	議員	34番	朝倉和仁	議員
9番	山下清司	議員	35番	岡田立	議員
10番	小栗仁志	議員	36番	岡部栄一	議員
11番	武藤鉄弘	議員	38番	竹中誉	議員
12番	水野光二	議員	39番	石井伸弘	議員
13番	松井聡	議員	41番	伊藤敬宏	議員
15番	藤井浩人	議員	42番	渡邊圭太	議員
17番	浅野健司	議員	43番	佐藤光宏	議員
18番	富田成輝	議員	44番	加納福明	議員
20番	森和之	議員	45番	金子政則	議員
23番	乾松幸	議員	46番	佐伯正貴	議員
27番	後藤友紀	議員	47番	今井俊郎	議員

48番 渡辺幸伸議員  
49番 成原茂議員

---

欠席議員（11人）

7番	渡辺甚一議員	24番	森藤文男議員
14番	小坂喬峰議員	25番	山内登議員
16番	加藤淳司議員	26番	横川真澄議員
19番	林宏優議員	37番	宇佐美晃三議員
21番	都竹淳也議員	40番	井野勝巳議員
22番	藤原勉議員		

---

説明のため出席した者

柴橋正直	広域連合長	早川昌克	事務局長
石田仁	副広域連合長	浅井千都代	会計管理者兼会計課長
山川弘保	副広域連合長	奥田卓巳	総務課長
早野博文	副広域連合長	多和田真也	資格電算課長
戸部哲哉	副広域連合長	市岡孝臣	給付課長

---

職務のため出席した事務局職員

天木日出夫 書記長

---

開会

午後1時30分開会

○議長（黒田育宏） それでは定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

— 諸般の報告 —

○議長（黒田育宏） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る10月31日付で、高山市選出の田中明議員、郡上市選出の山川弘保議員、垂井町選出の早野博文議員及び北方町選出の戸部哲哉議員から、11月1日付で、多治見市選出の鈴

木良平議員、可児市選出の肥田光久議員、関ヶ原町選出の藤田栄博議員及び八百津町選出の額額幸美議員から、それぞれ議員辞職願が提出され、議長においてこれを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

---

## 開 議

○議長（黒田育宏） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

## 第1 議席の指定及び一部変更

○議長（黒田育宏） 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、6番 上田和史議員、7番 渡辺甚一議員、8番 高木貴行議員、13番 松井聡議員、14番 小坂喬峰議員、18番 富田成輝議員、23番 乾松幸議員、24番 森藤文男議員、30番 藤塚康孝議員、31番 若山隆史議員、32番 西脇康世議員、36番 岡部栄一議員、39番 石井伸弘議員、40番 井野勝巳議員、41番 伊藤敬宏議員、45番 金子政則議員、以上のとおり指定します。

続いて、ただいまの指定に関連して、同条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議席番号19番から22番、42番から44番については、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更することに決しました。

---

## 第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒田育宏） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、8番 高木貴行議員、48番 渡辺幸伸議員、の両議員を指名します。

---

### 第3 会期の決定

○議長（黒田育宏） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

---

### 第4 副議長の選挙

○議長（黒田育宏） 日程第4、副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 異議なしと認めます。よって、議長より指名します。副議長には若山隆史議員を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 異議なしと認めます。よって、若山隆史議員が副議長に当選されました。ただいま当選されました若山隆史議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

副議長から御挨拶があります。31番 若山隆史議員。

〔若山隆史議員登壇〕

○31番（若山隆史議員） ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長に選出いただきました、若山隆史でございます。円滑な議会運営のため、議長の補佐役として、誠実に任務に当たらせていただきたいと思います。どうか皆様の御理解、御協力、御指導を心よりお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

---

### 第5 報第1号から第13 議案第7号まで

○議長（黒田育宏） 日程第5、報第1号から日程第13、議案第7号まで、以上9件を一括

して議題とします。

これら9件に対する提出者の説明を求めます。柴橋正直広域連合長。

〔柴橋正直広域連合長登壇〕

**○広域連合長（柴橋正直）** 令和7年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、昨年元日に発生した能登半島地震から、1年余りが経過しましたが、9月には、記録的豪雨が奥能登地方を襲い、今なお避難所生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。

本広域連合では、被災後に岐阜県に避難され、被保険者となった5名の方に対し、医療費の一部負担金を免除するなど、被災者支援に取り組んでおります。

また、本年1月13日には、日向灘で最大震度5弱の地震が発生し、その後、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の30年以内の発生確率について、これまでの「70%から80%」を「80%程度」に引き上げ、引き続き、備えを進めるよう求めています。

災害弱者になりやすい高齢者の方は、日頃から災害への備えをよろしくお願いいたします。

次に、本広域連合の運営状況についてであります。

本年1月末現在、被保険者数は34万8,894人となり、前年同時期に比べて1万390人増加しております。

被保険者数の急激な増加は、令和4年から、団塊の世代が75歳になり始めたことによるもので、今年は、団塊の世代の全員が75歳以上となります。

次に、医療給付費につきましては、令和5年度は2,730億円となり、前年度に比べ152億円増加しております。

これは、一人当たり医療給付費や被保険者数の増加が主な要因であり、医療の高度化と相まって、今後も増加が見込まれております。

このような中、国においては、全世代型の社会保障制度の構築を目指して、様々な制度改革が進められております。

後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担が大きな課題となっていることから、令和6年度保険料から、出産育児一時金の費用の一部を負担するとともに、高齢者負担率の見直しや、賦課限度額の引き上げが行われております。

また、昨年6月には、少子化対策関連法が成立し、こども未来戦略を実行するための財源として、令和8年度から、保険料に上乘せする形で、子ども・子育て支援金を徴収することが、国会で決定されております。

しかしながら、医療保険制度とは直接関係のない子ども・子育て施策への財源を、保険料に上乘せして確保することは、保険制度そのものの根幹に関わることであり、原理原則に反していると言わざるを得ません。

加えて、昨年12月には、医療費の自己負担を一定額にとどめる高額療養費制度の見直し

が決定されました。

高齢化の進展や医療の高度化等により、高額療養費の支給額は年々増加しており、その財源である保険料や公費も増大しております。

そのため、本年8月から、自己負担限度額の引上げと所得区分の細分化を段階的に行うという方針が示されました。

全ての世代の保険料負担の軽減を図り、負担能力に応じた負担とするためと、国は主張していますが、例えば、年収650万円の現役世代の場合、現在の自己負担限度額は、月に8万100円ですが、2025年8月から8万8,200円に、さらに、2027年8月から13万8,600円に引き上げられます。

これは、現役世代が闘病しながら仕事を続け、子どもがいる御家庭なら、子ども達の成長を楽しみながら、これからも生きようと願う患者の希望を奪うことであり、ますます少子化が加速していくものと思います。

「政治とは何か」が大きく問われています。

現在、政府・与党において、見直し案の修正が検討されているため、国の動向を注視しながら、適切に対応するとともに、被保険者等に対し、丁寧な情報提供に心掛けてまいります。

次に、マイナ保険証についてであります。

昨年12月2日から、現行の被保険者証の発行を終了して、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、既に多くの高齢者の皆様にお使いいただいております。

昨年12月の本広域連合のマイナ保険証登録率は71.86%で、全国第4位となり、一方、マイナ保険証利用率は37.02%で、全国第8位となっております。

現在、75歳になる方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書を交付しておりますが、本年8月1日の年次更新では、全ての被保険者のうち、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせを、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を交付することとなります。

被保険者の方々に混乱が生じないように、県内市町村と連携して、周知・広報に努めるとともに、7月及び8月には、広域連合に専用のコールセンターを設置して、電話による問合せに対応してまいります。

また、より多くの方にマイナ保険証を御利用いただくよう、利用促進にも取り組んでまいります。

最後に、高齢者の保健事業についてであります。

昨年12月に、厚生労働省は、介護を受けたり、寝たきりになったりせずに、日常生活を送ることができる期間を示す、健康寿命を公表しました。

それによると、岐阜県の健康寿命は、男性が73.09歳で、全国第9位、女性が76.20歳で、全国第3位となり、男女とも前回よりも順位を上げております。

また、本年1月には、土岐市に住む115歳の女性が、新たに国内最高齢になったと発表がございました。

人生100年時代が到来する中、本広域連合では、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目指して、高齢者の保健事業の充実に努めております。

令和2年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、今年度から、

県内42市町村の全てが取り組んでおり、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等を効率的かつ効果的に実施していただいております。

さらに、今年度から、全国の広域連合に先駆け、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化を開始しております。

これにより、口腔健診データと国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータを突合することが可能となり、口腔の健康と全身の健康の関連性等を分析して、県内のオーラルフレイル対策に役立ててまいります。

併せて、ぎふ・さわやか口腔健診を県内どここの歯科医院でも受診できるよう、岐阜県歯科医師会の協力のもと、口腔健診の広域化も開始しております。

昨年12月末現在、1,915人の方が、居住する市町村以外の歯科医院で受診され、受診者数は、前年同時期に比べ1,944人増加しており、受診率の向上に寄与するものと期待しております。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が、安心して医療を受けられ、いつまでも健康で、いきいきと暮らすことができるよう、県内市町村や関係機関等と緊密な連携を図りながら、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第1号は、去る令和6年9月20日に専決処分しました「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。

令和6年度岐阜県最低賃金が、令和6年10月1日に改定されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額を改正いたしました。

次に、報第2号は、去る令和6年11月28日に専決処分しました「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。

急患等として医療機関等を受診した被保険者について、保険料の徴収猶予の特例を定めるとともに、令和6年12月2日から、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削るため、所要の改正を行いました。

次に、議案第1号は、「令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、3億5,075万円とするものであります。

前年度と比べ、3,700万9千円、率にして、11.80%の増であります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金3億1,273万5千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、3,500万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる

費用として、3億4,803万4千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、3,704万1千円の増となっております。

主な要因といたしましては、公金振込手数料が、昨年10月1日から有料となり、年間を通して負担することによるものであります。

次に、議案第2号は、「令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,043億4,519万7千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、8億5,150万円、率にして、0.28%の減であります。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、608億4,819万円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金並びに、調整交付金などとして、977億5,865万1千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担として、256億1,005万6千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代からの支援金として、1,185億8,344万7千円を計上いたしました。

最後に、前年度からの繰越金といたしまして、8億1,435万8千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務やレセプト管理業務及び点検業務、並びに、電算処理システム運用支援・開発・改修業務等の委託料などとして、12億639万4千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、3億3,435万3千円の減となっております。

主な要因といたしましては、電算処理システムのクラウド化が、令和6年度をもって完了することによるものであります。

次に、保険給付費といたしまして、令和6年度予算と比較して、被保険者数の伸び率を2.19%の増、一人当たり保険給付費の伸び率を2.16%の減で見込み、3,003億4,398万9千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、1億2,625万2千円、率にして、0.04%の減であります。

次に、支払基金拠出金といたしまして、出産育児支援金などとして、2億3,000万1千円を計上いたしました。

最後に、保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診及びぎふ・さわやか口腔健診を全市町村に委託するため、健康保持増進事業費として、12億6,779万8千円を計上いたしました。

加えて、医療費の適正化を図るため、医療費通知及び後発医薬品利用差額通知を送付するとともに、健康寿命の延伸を目指して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を全市町村に委託するほか、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化及びデータ分析等を実施するため、その他保健事業費として、5億4,048万8千円を計上いたしました。

次に、議案第3号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行され、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、引用規定を改めるものであります。

次に、議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限を改正するものであります。

次に、議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減について、対象世帯の生活水準が変わらなければ、令和7年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるよう、物価の動向等を踏まえ、所得判定基準を改正するものであります。

最後に、議案第7号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。

現在、その任に御尽力いただいております、伊藤桃子さんの任期が、本年3月27日に満了いたしますので、引き続き伊藤桃子さんを公平委員会委員として選任したいと存じます。

よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案を御説明いたしました。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒田育宏） これら9件に対する質疑の通告はありません。

これら9件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、報第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決し

ました。

次に、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。伊藤桃子さんを公平委員会委員に選任するについては、これを同意するに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、伊藤桃子さんを公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

---

#### 第 1 4 議員議案第 1 号

○議長（黒田育宏） 日程第 1 4、議員議案第 1 号を議題とします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。1 3 番松井聡議員

〔松井聡議員登壇〕

○1 3 番（松井聡議員） それでは、議員議案第 1 号につきまして説明させていただきます。

議員議案第 1 号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提案いたしますのは、刑法等の一部を改正する法律が、本年 6 月に施行され、懲役及び禁錮が、新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田育宏） 本件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決しました。

---

#### 閉 議 閉 会

○議長（黒田育宏） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和 7 年第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 1 時 5 8 分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

黒田育宏

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

高木貴

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

渡辺幸伸